平成２４年（フ）第４６８号
神戸市北区長尾町宅原字四軒茶屋1896番地
破産者　株式会社藤建
1　期日　平成24年11月20日午後１時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６５号
山口県周南市江の宮町３番16号、開始決定時の住所山口県周南市築港町12番１号　スカイマンション417号室
破産者　西本　博幸
異議申述期間　平成24年11月26日まで
平成24年10月24日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第７号
山口県防府市千日１丁目５番１号
破産者　村川　和弘
異議申述期間　平成24年11月29日まで
平成24年10月24日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３７１８号
大阪府豊中市豊南町西４丁目13番１号
破産者　川口　良美
免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
平成24年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２０年（フ）第９６号
大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号
破産者　片山美智代
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第７号
奈良県吉野郡吉野町大字上市1800番地
破産者　巧文堂印房ことさくらクリーンサービスこと　藪谷　功雄
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第４３号
横浜市港北区綱島東６丁目２番６号
清算株式会社　株式会社エスエー
代表清算人　中根　秀樹
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
和歌山市紀三井寺800番地
再生債務者　南海観光開発株式会社
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年３月７日から平成25年３月21日まで
和歌山地方裁判所民事部

平成２４年（再）第１号
福岡県久留米市野伏間１丁目９番３号
再生債務者　医療法人木下会
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月25日から平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
栃木県日光市長畑4172番地
再生債務者　株式会社バークレイカントリークラブ
1　決議に付する計画案　平成24年10月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月29日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年11月15日まで
平成24年10月22日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再）第１号
鳥取県鳥取市浜坂1318番地
再生債務者　鳥取振興開発株式会社
1　決議に付する計画案　平成24年10月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月20日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年12月６日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月６日
平成24年10月22日　　鳥取地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
栃木県栃木市大宮町1673番地５
再生債務者　松本　一彦
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再イ）第７０１号
東京都豊島区上池袋３―16―17―301
再生債務者　安藤　大陸
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第７１８号
千葉県佐倉市山崎183―２―102
再生債務者　細谷　好美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４５７号
大阪府守口市金田町３丁目20番２号
再生債務者　平本　雅崇
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月22日から平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４８８号
大阪府箕面市粟生間谷東６丁目26番１号
再生債務者　エターナルこと　廣澤　孝則
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月22日から平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４９７号
大阪市大正区泉尾２丁目13番16―701号
再生債務者　三浦　勝枝
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月22日から平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第５０７号
大阪市平野区平野本町２丁目２番16号
再生債務者　中嶌　誠喜
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月19日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月22日から平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部